



放課後クラブ育成手数料を改正します

大府市放課後クラブの育成手数料は、大府市手数料条例において月額で定めており、月の途中に入退所する場合でも、1か月分の手数料を徴収しています。そのため、夏休みが始まる7月などでも1か月分を負担する必要があります。

現在の月額負担を、保護者の意見等も参考にし、入退所月について一定の条件を満たせば、育成手数料を半額とする改正をします。

■現状

本市の放課後クラブの育成手数料は月額で設定しており、各月の手数料の額は次のとおりです。

各月の手数料

(円)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5,000	5,000	5,000	6,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	6,000

■育成手数料の改正

入退所月について下記のいずれかの条件を満たした場合、該当月を半額とします。

育成手数料を「半額」とする条件

- (1) 16日以降に入所する場合
- (2) 15日以前に退所する場合

■施行期日

令和2年4月1日

■参考

放課後クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後や土曜日、夏休み等長期休業中に学校や児童老人福祉センターを利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っており、本市は、全小学校で入所基準を満たす児童を受け入れています。

開所時間		
登校日		下校時から午後7時まで
土曜日、代休日		
長期休業期間	月曜日から 土曜日まで	午前8時から午後7時まで
	登校日	下校時から午後7時まで

※申込により希望者には午前7時30分から午前8時まで育成を行います。（土曜日及び登校日を除く長期休業期間のみ）

※申込により希望者には開所日の午後7時から午後8時まで延長預かりサービスを実施しています。



【問合せ先】

大府市教育委員会学校教育課

担 当：久納 勇司（クノウ ユウジ）

電 話：0562-4 6-3 3 3 1

F A X：0562-4 4-0 0 2 0

E-mail：gakkyo@city.obu.lg.jp